

【3】阿難以外の侍者が登場する原始仏教聖典資料

[0] 以下にアッタカターやその他の資料に挙がる阿難以前の侍者比丘の、原始仏教聖典に記述される事績を個々に見ていく。ここでは以下のような作業を試みる。

- (1) 侍者伝承に挙がる人物と原始仏教聖典中の人物との同定
- (2) その人物が侍者として登場する際の釈尊の所在確認と阿難登場の有無、ならびに事績の調査
- (3) 侍者として登場する場合を除くその人物の事績と活動地および出自などの調査
- (4) その人物と雨安居地伝承（年次も含めて）との関連の有無の確認

侍者伝承と原始仏教聖典中の人物の同定については、侍者伝承のリストに挙がる人物と同名か、または近似した名前を有する人物が、侍者と明記されて原始仏教聖典に登場すれば確認できる。しかし「侍者」として明記されるケースだけではなく、例えば世尊の背後にあって扇ぐといった侍者としての務めに従事していると認められるケースも含められるであろう。

なお漢訳資料において侍者を示す表現としては「侍者」「侍者比丘」「侍仏者」「侍仏之側」「親侍者」「仏侍者」「侍仏者」「為仏作供養人」「為仏給使」「奉侍者」「常侍世尊左右」のようなものが見出される。

以下には、まずアッタカターと漢訳資料（『大智度論』ならびに『処処経』）がそろってリストに載せる、[1] ナーガサマーラ（ナーガパーラ）、[2] スナッカッタ、[3] チュンダ沙彌、[4] サーガタ、[5] ラーダ、[6] メーギヤを扱い、次にアッタカターと『善見律毘婆沙』のみに挙がる[7] ナーギタ、[8] ウパヴァーナ、そしてSN.-A.のみに挙がる[9] ボーディを、最後に漢訳資料のみ、すなわち『毘尼母経』のみに挙がる[10] 「迦葉」と[11] 「優陀夷」、[12] 『大智度論』が挙げる「密跡力士」を扱うことにしたい。

[1] ナーガサマーラ (Nāgasamāla) またはナーガパーラ (Nāgapāla)

[1-0] アッタカターの侍者伝承に挙がるナーガサマーラに対応する北伝の人名は『毘尼母経』の「那迦婆羅」と『大智度論』の「那伽娑婆羅」である。「那伽娑婆羅」は恐らく「娑」の一字が余分に付加されたものと考えられ、これと「那迦婆羅」から推定される原語は‘Nāgapāla’であり、これは以下に見る漢訳の原始仏教聖典資料において釈尊の侍者として登場する「那伽波羅」、「那迦波羅」、「龍護」、「象護」、「象守」とされる人名の原語としても妥当である。

事績の対応関係から見て、南伝で「ナーガサマーラ」と呼ばれる比丘と、北伝で「ナーガパーラ」と呼ばれる人物は同一人物と思われる。同一人物がどのようにして「ナーガサマーラ」と「ナーガパーラ」という2つの異なる名前でも伝わったのか、その理由は不明であるが、南伝と北伝の侍者伝承が別の人物を意図していると考えざるべきではない。

[1-1] 以下にナーガサマーラまたはナーガパーラが釈尊の侍者として登場する記事を紹介する。

釈尊がヴェーサーリーにおられた時に、還俗したスナッカッタが仏を誹謗し、それを聞いた舍利弗が釈尊に報告する。その時にナーガサマーラが釈尊を扇いでいた。またこの時、釈

尊は80歳であった。これを以下の対応関係にある2経が伝えている。それぞれにつき、①釈尊の所在、②ナーガサマーラが侍者であることを示す文章、③釈尊が80歳であることを示す文章を挙げる。

MN.012 Mahāsīhānāda-s. (vol. I p.068) (1)

①ヴェーサーリーの城外、西の林 (*vesāliyaṃ bahinagare avarapure vanasaṇḍe*)

②「その時、ナーガサマーラが世尊の背後に立って世尊を扨子で扇いでいた」 (*tena kho pana samayena āyasmā nāgasamālo bhagavato piṭṭhito ṭhito hoti bhagavantam vijayamāno*)

③「舎利弗よ、私は今や年老い、晩年にさしかかり、高齢になり、私の齢は80歳になった」 (*ahaṃ kho pana, sārīputta, etarahi jīṇṇo vuddho mahallako addhagato vayo-anupatto, āsītiko me vayo vattati*)

『身毛喜豎經』(大正17 p.591下) (2)

①毘舍離國、最勝大城、最勝林中

②「爾時會中。有一尊者。名曰龍護 (*Nāgapāla*)。去佛不遠。執孔雀扇。侍佛之側」

③「我今耆耄。年將八十」

(1) この経は自ら '*Lomahaṃsapariyāya*' という別名を挙げており、以下の『身毛喜豎經』はこれに対応する経題である。またスナッカッタのことを物語る *Jātaka 094 Lomahaṃsa-j.*とも対応する。

(2) スナッカッタの名は「善星」 (*Sunakṣatra*)。

[1-2] また *Udāna 008-007* (p.090) に以下の記事がある。

ある時 (*ekaṃ samayaṃ*)、釈尊がコーサラにおいてナーガサマーラ長老を随従沙門 (*pacchāsamaṇa*) として連れて旅路にあり、道が二股に分れているところに至る。行こうとした道が釈尊と侍者とで異なり、ナーガサマーラは釈尊の鉢と衣を地面に置いて釈尊と別れて望む道を行き、賊に襲われて、釈尊のところに戻る。

ここでは「侍者」ではなく「随従沙門」 (*pacchāsamaṇa*) とされている。随従沙門とは、ある長老が乞食などで外出する際に付き従う比丘のことであり、必ずしも侍者を意味しないが⁽¹⁾、このナーガサマーラの記事はアッタカターにおいて、阿難が定まった侍者に選出される機縁として阿難以前の侍者の振る舞いの例として挙げられるから、随従沙門も侍者と考えられていたことが分かる。

(1) パーリ聖典で随従沙門が実際にどのように登場するかを調査した結果は以下のとおりである。

DN.010 Subha-s. (vol. I p.204) : チェータカ比丘 (*Cetaka bikkhu*) が阿難の随従沙門

DN.024 Pātika-s. (vol. III p.001) : スナッカッタが釈尊の随従沙門

MN.086 Aṅgulimāla-s. (vol. II p.097) : アングリマーラが釈尊の随従沙門 (p.100)

MN.143 Anāthapiṇḍikovāda-s. (vol. III p.258) : 阿難が舎利弗の随従沙門

SN.008-004 (vol. I p.188) : ヴァンギーサが阿難の随従沙門

SN.016-010 (vol. II p.214) : 阿難が大迦葉の随従沙門

SN.055-026 (vol. V p.380) : 阿難が舎利弗の随従沙門

Udāna 008-007 (p.090) : ナーガサマーラが釈尊の随従沙門

Vinaya Pārājika 001 (vol. III p.001) : 阿難が釈尊の随従沙門 (p.010)

Vinaya Pācittiya 033 (vol. IV p.078) : 阿難が釈尊の随従沙門

Vinaya Mahākkhandhaka (vol. I p.018) : ヤサが釈尊の随従沙門

Vinaya Cammakhandhaka (vol. I p.186) : ある比丘 (aññatara bhikkhu) が釈尊の随従沙門

Vinaya Cīvarakhandhaka (vol. I p.294) : 阿難が釈尊の随従沙門

Vinaya Cīvarakhandhaka (vol. I p.301) : 阿難が釈尊の随従沙門

釈尊の随従沙門となる比丘には、スナッカッタ、ナーガサーマラ、阿難の他にアングリマーラ、ヤサ、ある比丘があり、また阿難は釈尊、舎利弗、大迦葉の随従沙門になっている。これから分かるように随従沙門は必ずしも侍者が務めるとは限らないようである。

[1-3] 次に挙げるものはパーリ聖典に記事がなく、漢訳資料にのみ記事が見出される。

釈尊の侍者であったナーガパーラが、釈尊がマンクラ山におられた時に、悪鬼に化けて釈尊を驚かそうとしたというものである。この事件は『四分律』と『十誦律』では「恐怖比丘戒」(波逸提法第 55 条) の制定因縁譚である。

ただしパーリの *Vinaya Pācittiya 055* (vol. IV p.114)、『五分律』「墮 073」(大正 22 p.066 下)、『僧祇律』「单提 065」(大正 22 p.379 下)、『根本有部律』「波逸底迦 066」(大正 23 p.850 下) の「恐怖比丘戒」因縁譚は六群比丘と十七(十六)群比丘にかかわるものであり、因縁譚が異なる。

なお『鼻奈耶』は侍者の名をナーガパーラではなく、スナッカッタとする。また「白山」、
「白善山」はマンクラ山の訳である (1)。

また『雜阿含』1320 と『別訳雜阿含』319 のパーリ対応経として *Udāna 001-007* (p.004) を挙げるができるが、そこでは侍者が登場しておらず、釈尊を驚かそうとするのはヤッカである。釈尊の所在はパータリー (Pāṭali) のアジャカラパカ・ヤッカの住処のアジャカラパカ・チェーティヤ (Ajakalāpaka-cetiya) とされる。パータリーの詳細は不明である。しかしこれには侍者が登場しないため、以下の資料からは除外する。

『四分律』はナーガパーラを侍者として登場させるものの、マンクラ山の代わりに「波羅梨毘国」とする。これは恐らく *Udāna* のいうパータリーに対応する地名であろう。

以下に①釈尊の所在と、②ナーガパーラ(『鼻奈耶』のみ「スナッカッタ」とする)が侍者であることを示す文章を挙げる。

『雜阿含』1320 (大正 02 p.362 上)

①摩鳩羅山

②「一時佛住摩鳩羅山。尊者那伽波羅 (Nāgapāla) 爲親侍者」

『別訳雜阿含』319 (大正 02 p.480 中)

①白山

②「一時佛在白山。爾時尊者象護 (Nāgapāla) 爲佛侍者」

『四分律』「单提 055」(大正 22 p.673 中)

①波羅梨毘国

②「爾時佛在波羅梨毘國。爾時尊者那伽波羅 (Nāgapāla) 比丘。常侍世尊左右、供給所須。」

『十誦律』「波夜提 066」(大正 23 p.113 中)

①維耶離國摩俱羅山

②「佛在維耶離國摩俱羅山中。爾時與侍者象守 (Nāgapāla) 比丘俱。」

『鼻奈耶』(大正 24 p.890 中)

①白善山

②「佛世尊遊白善山時。佛中夜起室前經行。時須那刹多 (Sunakṣatra) 比丘協掣子」
『根本有部律』「雜事」(大正藏 24 p.233 中)

①摩揭陀國・莫俱山薄俱羅藥叉住殿

②「佛在摩揭陀國人間遊行。於莫俱山薄俱羅藥叉住殿而爲安處。苾芻龍護 (Nāgapāla) 而爲侍者。」

(1) 本「モノグラフ」第6号【論文5】p.118

[1-4] またナーガパーラが釈尊の侍者としてではなく登場する記事は次の一件のみである。

『増一阿含』041-002 (大正 02 p.744 下) に、ある時ナーガパーラ (那伽波羅) が鹿野城にあって、数日中に子供、妻、兄弟、父母、財産を失った 100 歳になる老婆羅門を出家せしめ、無常・四諦法を説いて、阿羅漢を成じせしめたという記事である。

この記事にはナーガパーラが単独で登場しており、釈尊は登場しない。

なお『増一阿含』004-010 (大正 02 p.558 下) にナーガパーラ (那伽波羅) が「曉了星宿預知吉凶」に関して第一であったとされるが、この比丘と占星術を関連付ける記事は他に見出すことができない⁽¹⁾。一方『阿羅漢具徳経』(大正 02 p.833 上) ではナーガパーラ (龍護) が「於愚迷者、能令清淨」に勝れていたとされるが、こちらは上の『増一阿含』041-002 の記事を踏まえたものと思われる。AN の Etadaggavagga には名が挙がらない。

出自については *Theragāthā* (p.033) の vs.267-270 がこの比丘の詩とされるが、その註の *Theragāthā-A*. (vol. II p.110) に、「釈迦族の王家に生まれ、適齢に達して、釈尊の歸郷の際に信を得て出家し、しばらくの間 (kañci kālaṃ)、世尊の侍者であった」⁽²⁾ とあり、釈迦族出身であることが伝えられている。

(1) これはどちらかといえば、以下に見るスナッカッタ (Sunakkhatta) の名前と関連付けられるべき属性ではなかろうか。‘nakkhatta’ は「星宿」を意味する。

(2) *Theragāthā-A*. (vol. II p.110) : imasmiṃ buddhuppāde sakyarājakule nibbattitvā nāgasamālo ti laddhanāmo vayappatto nātisamāgame paṭiladdhasaddho pabbajitvā kañci kālaṃ bhagavato upaṭṭhāko ahoṣi.

[1-5] ナーガサマーラまたはナーガパーラと雨安居地伝承との関連の有無であるが、上に見たナーガサマーラまたはナーガパーラが侍者として登場する記事において、釈尊の所在はヴェーサーリー、コーサラ国、マンクラ山である。

スナッカッタが仏を誹謗し、舍利弗がそれを聞いて釈尊に報告した際にナーガサマーラが釈尊の背後で扇いでいたとする [1-1] に挙げた資料は、釈尊の所在が雨安居地伝承で第 5 年に置かれるヴェーサーリーであるが、ここでは釈尊が 80 歳の時のことであるから、雨安居地伝承の舎衛城以前の雨安居地と関連づけることは相応しくない。また [1-2] の随従沙門とするものは場所がコーサラ国であり、阿難以前の雨安居地伝承のコーサラ関係は第 14 年の祇園精舎のみであるから、これも関係がないというべきであろう。

注目すべきは、ナーガパーラがマンクラ山において釈尊の侍者を務めていたとする [1-3] に挙げた記事である。これはアッタカタと『僧伽羅刹所集経』の両方の雨安居地伝承において、第 6 年をマンクラ山とすることに対応する。しかしながらこれに対応する記事がパーリ聖典には見出せず、しかも「マンクラ山」という地名そのものがパーリ聖典には見出せな

い⁽¹⁾。もし雨安居地伝承にマンクラ山が挙がることとこの侍者伝承との間に関係があるとすれば、マンクラ山がパーリのアッタカターの雨安居地伝承中に挙がる根拠はパーリ聖典の外に求めなければならないことになる。このことは後により詳細に検討する。

(1) 本「モノグラフ」第6号【論文5】p.118

[2] スナッカッタ (Sunakkhatta)

[2-0] 南伝・北伝のすべての侍者伝承に挙がるのは、このスナッカッタと後に見るメーギヤのみである。

Sunakkhatta の推定される梵語名は 'Sunakṣatra' であり、対応する漢音写に「須那察多」、
「須那利多」、「須那利多羅」、「須涅叉多羅」、「蘇那利多羅」、「修那利邏」、「蘇氣怛羅」、「須那呵多」がある。漢訳には「善星」「善宿」がある。

スナッカッタは諸文献において一貫して仏法から退転した人物と見なされている。出家して釈尊の侍者まで務めながら、最後には外道に関心をそそぎ、仏法を誹謗して捨て去ったとされ、阿毘達磨論書や大乘経典においても退転した人物の例として頻繁に挙げられる。それゆえ侍者伝承に挙がるスナッカッタを聖典中のこの人物に同定することに問題はない。

[2-1] 原始仏教聖典には、釈尊が回想の中でスナッカッタが侍者であった時のことを語る記事が *DN.024 Pātika-s.* (vol. III p.001) とその漢訳対応経『長阿含』015「阿菴夷経」(大正01 p.066上)に存する。

釈尊がマツラ国のアヌピヤー (Anupiyā) 町 (漢訳は「冥寧國・阿菴夷土」) におられた時、早朝に乞食に出発されたが、まだ早かったので遊行者バツガヴァ・ゴッタ (Bhaggavagotta : 房伽婆) を訪ねる。バツガヴァ・ゴッタが、数日前にスナッカッタ (善宿) が自身を訪ね、「私は今や世尊を捨てて、もはやそのもとには住していない」と話したと釈尊に伝え、その真偽を訊ねる。釈尊がそれを認め、その経緯を話される中に以下の3つの事件が語られる。

① 釈尊がブム (Bumu) 国のウッタラカー (Uttarakā) 町 (漢訳は「冥寧國・白土之邑」) にあった時に、スナッカッタを随従沙門 (pacchāsamaṇa) として連れて乞食に向う途中 (「時善宿比丘隨我後行」)、裸形者コーラカッティヤ (acela-Korakattiya : 尼乾子究羅帝) に会い、スナッカッタがそれに関心をもったこと。

② 釈尊がヴェーサーリー・大林重閣講堂 (漢訳は「獼猴池側法講堂上」) にあった時に、スナッカッタが裸形者カラーラマツトゥカ (acela-Kaḷāramatthuka または acela-Kandaramasuka : 尼乾子伽羅樓) に会いに行き、質問したこと。

③ 釈尊がヴェーサーリー・大林重閣講堂 (漢訳は「獼猴池法講堂上」) にあった時、裸形者パーティカプッタ (acela-Pāṭikaputta : 梵志波梨子) が釈尊よりも神通力で勝れていると宣言し、スナッカッタが釈尊とパーティカプッタとを対決させようとしたこと⁽¹⁾。

ここで①の記事にスナッカッタが随従沙門として登場しており、これによってスナッカッタが釈尊の侍者であったということが確認される。

DN.はこのことがあった場所を Bumu 国の Uttarakā という名の町 (nigama) であるとするが、この 'Bumu' には「トゥール」(Thūlu)、「クル」(Khulu) の異読がある⁽²⁾。しかしいずれの読みにしたがっても何処であるのかははっきりしない。

『長阿含』はこの場所を「冥寧國・白土之邑」とする。「白土之邑」は全く不明であるが、「冥寧」はマイネーヤ (Maineya) の音写であろう。Lalitavistaraにおいて、カピラ城を出城した菩薩がマッラ国を越えて乗馬カンタカから降りたとされる地がマイネーヤ国 (Maineya) のアヌヴァイネーヤ (Anuvaineya) 町と呼ばれている⁽³⁾。菩薩がカンタカから降りたとされる場所は、南伝ではマッラ国のアヌピヤーであり、マイネーヤ国のアヌヴァイネーヤとマッラ国のアヌピヤーとが同一地点を指しているとも考えられる⁽⁴⁾。アヌピヤー (Anupiyā : 阿菴夷土) はこの経の説処であるので、『長阿含』の伝承はスナッカッタが侍者として釈尊と行動を共にしていた場所とこの経の説処とをほぼ同一にするようであるが、DNはこの2つの場所を異なる国と見なしていることから考えれば、Bumu 国の Uttarakā と冥寧國・白土之邑とは恐らく同一地点を指してはいない。

スナッカッタが釈尊の侍者を務めていた時の釈尊の所在は、この記事から判断する限り、Bumu 国の Uttarakā、または冥寧 (アヌピヤー) 國・白土之邑ということになる。これらの地は雨安居地伝承との関連は有していない。またこの経の舞台はアヌピヤーであって、これも雨安居地伝承にはない。

しかしもう一つ現れる地名はヴェーサーリーの大林重閣講堂であって、これはアッタカター、『僧伽羅利所集経』ともに成道第5年の雨安居地とする。

スナッカッタが仏教を捨て去るまでの過程を、時系列を意識してパーリ聖典を配列し示してみると以下ようになる。

MN.105 Sunakkhatta-s. (vol. II p.252) : 釈尊がヴェーサーリーにおられた時、スナッカッタが釈尊に、多くの比丘が「生まれは尽きた云々」と宣言していることに関して、それが正しいのか、それとも増上慢によるものかと質問する。スナッカッタは釈尊の教えに歓喜する。

DN.006 Mahāli-s. (vol. I p.150) : 釈尊がヴェーサーリー・大林重閣講堂におられた時、スナッカッタがリッチャヴィ人のオッタッタ (Oṭṭhaddha) のところに来て「私は世尊のもとに住してからもうすぐ3年である。天の色 (dibba-rūpa) を見ることができるようになったが、未だ天の音声 (dibba-sadda) を聞くことができない」と語る。(詳細はナーギタの [7-1] に譲る。)

DN.024 Pātika-s. (vol. III p.001)、『長阿含』015「阿菴夷経」(大正01 p.066上) : 数日前にスナッカッタが還俗。

MN.012 Mahāsīhānāda-s. (vol. I p.068) : 釈尊がヴェーサーリーにおられた時に、すでに還俗したスナッカッタが仏を誹謗し、舍利弗がそれを聞いて釈尊に報告する。この時釈尊 80 歳。(すでにナーガサマーラ [1-1] に紹介した。)

このようにスナッカッタがヴェーサーリーと結びついていることは明らかである。

また **Jātaka 094 Lomahaṃsa-j.** (vol. I p.389) では記述が簡略になり、釈尊がヴェーサーリーのパーティカ (Pātika) 園におられた時に、ある時スナッカッタは師の侍者として鉢と衣を持って回るうちにコーラカッティヤの教えが好きになり、師の衣鉢を返してコーラカッティヤのもとに走る。コーラカッティヤが阿修羅の胎に生まれ変わると、スナッカッタは在家者となって釈尊を誹謗して回る。その誹謗を聞いた舍利弗が釈尊にそれを報告したと物語られる。

このようにスナッカッタはヴェーサーリーと縁が深く、これを根拠として雨安居地伝承がヴェーサーリーを舎衛城以前の雨安居地として挙げた可能性は否定できない。

- (1) 『長阿含』では②①③の順に説かれている。
- (2) Malalasekera, *Dictionary of Pāli Proper Names*, ‘Bumū’ の項参照。
- (3) *Lalitavistara*, ed. by Lefmann, p.225
- (4) 辛嶋静志「『阿含経』現代語訳第14回『阿毘夷経』」『月刊アーガマ』通巻60号、阿含宗出版局、1985年、p.085注(1)、p.094注(64)参照。

[2-3] 最後に補足としてこの比丘の出自を見る。パーリ聖典では‘Sunakkhatta Licchaviputta’ とされることからヴェーサーリーのリッチャヴィ族の出身である。しかし漢訳資料では『鼻奈耶』（大正24 p.890中）において「須那利多比丘協掣子」とされるのを除き「リッチャヴィ子」と呼ばれておらず、異説がある。『処処経』（大正17 p.526上）によれば釈尊の血縁であり、「佛の姑子」とされる⁽¹⁾。

例外は『鼻奈耶』（大正24 p.890中）に釈尊の侍者として登場する「須那利多比丘協掣子」であるが、これはすでに見たように他の伝承がみな一致してナーガパーラ比丘とするところのものである。

- (1) 『処処経』（大正17 p.526上）：佛姑子名須那察多。隨侍佛八年便生念、與我兄弟俱行。而獨端正有三十二相。便惡意生。隨佛後掃佛迹、不令人見佛相。復於人中說佛無道、但言語中人意耳。

[3] チュンダ沙彌 (Cunda samaṇuddesa)

[3-0] *Jātaka* 456を除くアッタカターの侍者伝承は、この人物を「チュンダ沙彌」(Cunda samaṇuddesa) と呼ぶ。*Jātaka* 456と『毘尼母経』の伝承はただ‘Cunda’、
「均陀」と呼び、「沙彌」という肩書きを欠いている。

原始仏教聖典に登場する「チュンダ沙彌」と呼ばれる人物は舍利弗の侍者として登場して舍利弗の入滅を看取り、その知らせを釈尊と阿難にもたらす人物である⁽¹⁾。またパーヴァーで雨安居を過ごして後に釈迦国に至り、ニガンタ・ナータプッタの死を釈尊と阿難に知らせる⁽²⁾。釈尊の侍者として登場するものは皆無であり、侍者伝承に挙がる人物に確実に同定できる原始仏教聖典の記述はない。

侍者伝承において *Jātaka* 456と『毘尼母経』が「沙彌」の肩書きを落としていることを重視すれば、チュンダ (Cunda) という名を持つ人物が複数いるため、視野を広げる必要がある。原始仏教聖典の処々に登場する「大チュンダ」(Mahācunda) と *Apadāna* にのみ言及される「小チュンダ」(Cūlacunda) である。

大チュンダ (Mahācunda) は、その出自に関しては *Theragāthā-A*. (vol. II p.018) にマガダ国のナーラカ村 (Nālakagāma) の生まれで、ルーパサーリー (Rūpasārī) ・バラモンを母とし、舍利弗の弟 (kaniṭṭhabhātar) であったという。AN.-A. (vol. III p.379) にも大チュンダは舍利弗の弟とされる。

「小チュンダ」(Cūlacunda) は *Apadāna* 003-005-050 (p.101) ‘Cundattherassa apadānam’ において一度だけ言及される「チュンダ長老」(Cundatthera) の呼称であるが⁽³⁾、*Apadāna* が扱うこの「チュンダ長老」は「ヴァンガンタ」(Vaṅganta) を父とし、「サーリー」(Sārī) を母とすると記されている。*Dhammapada-A*. (vol. II p.084)、

Suttanipāta-A. (vol. I p.331) で舍利弗の父と母が「ヴァンガンタ」と「ルーパサーリー」と呼ばれ、*Apadāna* の「サーリー」とルーパサーリーとが同一人物であるとすれば、やはり小チュンダも舍利弗と兄弟であることになる。*Apadāna* のいうチュンダ長老は大チュンダと同一人物か、あるいはその弟というイメージではなかったであろうか。

しかし先の舍利弗の侍者として登場するチュンダ沙彌 (*Cundo samaṇuddeso*) も出自に関しては、*DN.-A.* (vol. III p.907)、*MN.-A.* (vol. IV p.036)、*SN.-A.* (vol. III p.213) に「この長老は法將軍(舍利弗)の弟であり、彼を諸比丘は未だ具足戒を得ていない時に‘チュンダ沙彌’と呼んで、長老になってからも同様に呼んでいた」⁽⁴⁾とあり、大チュンダ、小チュンダ、チュンダ沙彌の3者は全員が同一人物か、または複数のチュンダがあってその全員が舍利弗の兄弟であったということになる。

それはともかく、チュンダ沙彌にしても大チュンダにしても、原始仏教聖典に釈尊の侍者とされる資料は全く見出すことができない。とするならば侍者伝承に挙がるチュンダ沙彌はこの人物ではないということになる。

- (1) チュンダ沙彌が舍利弗の侍者として登場するのは *SN.047-013* (vol. V p.161) など。拙稿「舍利弗の入滅をめぐる諸伝承について」、『印度学仏教学研究』(54-1)、2005年、pp.415~420 参照
- (2) 本「モノグラフ」第10号【資料集5】「原始仏教聖典における釈尊の雨安居記事」pp.123~125 参照
- (3) *Apadāna 003-005-050* (p.101) : so ca pacchā pabbajitvā aṅgīrasassa sāsane; cūlacundo ti nāmena, hessati satthu sāvako.
- (4) *DN.-A.* (vol. III p.907)、*MN.-A.* (vol. IV p.036)、*SN.-A.* (vol. III p.213) : cundo samaṇuddeso ti ayaṃ thero dhammasenāpatissa kaniṭṭhabhātiko. taṃ bhikkhū anupasaṃpannakāle cundo samaṇuddeso ti samudācaritvā therakāle pi tath’ eva samudācarīṃsu. tena vuttaṃ cundo samaṇuddeso ti.

[3-1] 「チュンダ沙彌」ではなく、「チュンダ」または「チュンダカ」(*Cundaka*) と呼ばれる長老が、釈尊の侍者であるかのように登場する資料がある。それは *DN.016 Mahāparinibbāna-s.* と『長阿含』002「遊行経」の次の箇所である。

DN.016 Mahāparinibbāna-s. (vol. II p.134)、*Udāna 008-005* (p.081) : 釈尊が多くの比丘とともにカクッター河に赴き、流れを渡りマンゴー樹林に赴く。そこで釈尊は長老チュンダカ (*āyasmā Cundaka*) に衣を4つに折って敷くように命じ、チュンダカは言われたようにする(偈文がつづき、そこでは‘Cunda’とも呼ばれる)。つづいて釈尊は阿難に鍛冶工子チュンダの後悔の念を取り除くための言葉を伝える。

『長阿含』002「遊行経」(大正01 p.020上) : 爾時世尊即詣拘孫河。飲已澡浴與衆而去。中路止息在一樹下。告周那曰。汝取僧伽梨四牒而敷。吾患背痛欲暫止息。周那受教。敷置已訖佛坐其上。周那禮已於一面坐。而白佛言。我欲般涅槃。我欲般涅槃。佛告之曰。宜知是時。於是周那即於佛前便般涅槃。

ここでは釈尊がチュンダカ(遊行経「周那」)に衣を4つにたたんで敷くように命じている。これは侍者の行為とも考えられる。ただし白法祖訳「仏般泥洹経」(大正01 p.168下)、失訳「般泥洹経」(大正01 p.183下)、法顕訳「大般涅槃経」(大正01 p.198下)

Mahāparinirvāṇasūtra (Teil II p.282) には該当箇所がない。

このチュンダカを鍛冶工子チュンダと同一視する説が有力である⁽¹⁾が、『長阿含』の記事によればこの周那は仏前にて般涅槃したともされ、このような役割を果たす者を在家者と見なすのには抵抗がある⁽²⁾。

(1) 中村元『ブツダ最後の旅』岩波文庫、1980年、p.271(注「チュンダ」)

同『遊行経下』大蔵出版、1985年、p.493

同『ゴータマブツダII』春秋社、1992年、pp.288~293

(2) 北伝の侍者伝承では唯一『毘尼母経』だけが「均陀」を挙げている。『毘尼母経』が法蔵部所伝であるとした場合、北伝では同じく法蔵部所伝の『長阿含』にのみこのチュンダが登場していることは注目されよう。『毘尼母経』の帰属部派については未だ定説はないようである。平川彰『律蔵の研究I』春秋社、1999年、pp.270~272参照。

[3-2] 以上のように、チュンダと呼ばれる人物が釈尊の侍者として登場する記述は明確なものを見出すことができない。これには *Samantapāsādikā* と『善見律毘婆沙』の侍者伝承にチュンダ沙彌が挙げられていないこととの関わりも考えられる。仮に「涅槃経」に登場するチュンダが侍者伝承中の人物にあたるとしても、これは阿難以前の侍者とはならないため、雨安居地伝承の成道後初期との関わりはない。

[4] サーガタ (Sāgata)

[4-0] 北伝の侍者伝承では『毘尼母経』が「莎伽陀」を挙げる。文献で確認できるこの人名の梵語形は 'Svāgata' であり⁽¹⁾、しばしば見られる「善来」という漢訳はまさしくこれに対応する。漢音写には「莎伽陀」、「娑伽陀」、「娑竭陀」、「沙竭陀」、「西羯多」、「修伽陀」、「蔡掲」、「貨竭」、「茶竭」、「海」、「嚩偈妬」、「沙偈」、「沙曷」がある。不明なものも多いが、明らかに 'Sāgara' 「海」、「Sugata」 「善逝」、「Sāketa」 (地名) と同一の訳語であるものも含まれている。'Sāgata' 'Svāgata' 以外の原音が存したことも予想される。

(1) *Divyāvādāna* ed. by E. B. Cowell and R.A. Neil 'Svāgatāvādāna' pp.167~193.

[4-1] サーガタが侍者として登場する原始仏教聖典には次のものがある⁽¹⁾。

諸律の比丘に飲酒を禁ずる「飲酒戒」の因縁譚であり、『四分律』、『五分律』は侍者とするが、*Vinaya*、『根本有部律』、『鼻奈耶』は侍者とは明記していない。

釈尊がチェーティ (Ceti) 国に遊行してバツダヴァティー (Bhaddavati) に住す。牧牛者らが釈尊に、編髪遊行者と龍がいるアンバティッタ (Ambatittha) に行かないようにと忠告する。サーガタがアンバティッタに至って龍を調伏する。釈尊はそれからコーサンビーに遊行し、サーガタの偉業を聞いたコーサンビーの優婆塞が六群比丘の提言でサーガタに酒を供養する。サーガタは倒れて釈尊に足をむける。「飲酒すれば波逸提」と制戒される。

諸律の挙げるこの記事の差異を以下に示す。①釈尊の所在、②サーガタが侍者とされるか否か、③阿難とともに登場する資料もあるのでその有無を文献ごとに示す。

Vinaya Pācittiya 051 (vol.IV p.108)

①チェーティ→コーサンビー

②侍者とはされない。

③阿難登場しない。

『四分律』 「单提 051」 (大正 22 p.671 中)

- ① チェーティ (支陀国) → コーサンビー (拘睺彌)
- ② 「時尊者娑伽陀。爲佛作供養人。」
- ③ 制戒の場面に阿難が登場する。「爾時世尊知而故問阿難……」

『五分律』 「墮 057」 (大正 22 p.059 下)

- ① コーサンビー (拘舍彌) → バッタヴァティ (跋陀越邑)
- ② 「時沙竭陀在佛後扇佛。」
- ③ 制戒の場面に阿難が登場する。「於時世尊天眼遙見告阿難……」

『十誦律』 「波夜提 079」 (大正 23 p.120 中)

- ① 支提国・跋陀羅婆提邑
- ② 侍者とはされない。
- ③ 制戒の場面に阿難が登場する。「爾時佛與阿難遊行到是處。」

『僧祇律』 「单提 066」 (大正 22 p.386 下)

- ① コーサンビー (拘睺彌)
- ②③ 「如善來比丘經中廣說」として詳細が不明。

『根本有部律』 「波逸底迦 079」 (大正 23 p.858 中)

- ① 舍衛城 → 失収摩羅山 (Śūsumāragiri)
- ② 侍者とはされない。
- ③ 善來の出家以前から阿難が登場している。

『鼻奈耶』 (大正 24 p.891 中) ⁽²⁾

- ① 舍衛國祇樹給孤獨園
- ② 侍者とはされない。
- ③ 制戒の場面に阿難が登場する。

Vinaya 以外には阿難が登場しているので (『僧祇律』は不明)、もしサーガタが侍者であったとしても、サーガタを阿難以前の侍者と捉えることには抵触する。しかし物語の中心部分には登場せず、いわば形式的な登場の仕方であるから、この阿難は無視することが許されるかもしれない。『根本有部律』が舍衛城から失収摩羅山 (Śūsumāragiri) とし『毘奈耶』が舍衛国とするのを除外すれば、釈尊の所在はチェーティかまたはコーサンビーであり、さらに *Vinaya* と『四分律』がチェーティからコーサンビーへの移動を記している。また『根本有部律』の失収摩羅山も注目しておくべきであろう。

(1) 原始仏教聖典以外では次のものがある。

Jātaka 081 Surāpāna-j. (vol. I p.360) : 釈尊が舍衛城で雨安居を過ごしてからバッタヴァティカーに赴く。サーガタは「ブツダの侍者」(buddhupaṭṭhāko) と呼ばれ、「凡夫の神通を具えていた」(puṭhujjanikāya iddhiyā samannāgato) とされている。釈尊がバッタヴァティカーからコーサンビーに赴き、そこでサーガタが酒を飲む。

『沙曷比丘功德経』 (大正 14 p.770 上) : 釈尊は舍衛國祇樹給孤獨園。沙曷は須耶越国 (?) で龍を降伏するが侍者とはされていない。阿難も登場する。この記事の特徴は沙曷の飲酒を「阿羅漢不復飢渴。用三事故。現醉臥耳。一者佛欲開化菩薩意。二者不欲逆布施家意。三者恐諸弟子未得道者。飲酒多失故。以此至戒撿之。沙曷比丘雖飲酒是爲不醉」として肯定することである。

- (2) この資料ではサーガラ（海、嚙偈妬とも）はコーサラ（拘薩羅）からサーケータ（嚙祇多）に赴いて、そこから遠くない阿末提吐（アンバティッタ）で龍を降伏した後、釈尊のいる舎衛城・祇園精舎に至る。

[4-2] これも律藏の記述であるが、ソーナ・コーリヴィサ（守籠那、首樓那・二十億）の足の裏に毛が生え、ソーナがピンピサーラの召喚を受けてチャンパーから王舎城に来る。その時、サーガタが侍者であったというものがある。ソーナが出家して過剰の経行ゆえに足から出血し、比丘に一重の履物が許される。①釈尊の所在、②サーガタが侍者であることを示す文章を挙げる⁽¹⁾。

Vinaya Cammakhandhaka (vol. I p.179)

①王舎城・耆闍崛山

②「その時、長老サーガタが世尊の侍者であった」 (*tena kho pana samayena āyasmā sāgato bhagavato upaṭṭhāko hoti*)

『四分律』「皮革捷度」（大正 22 p.843 中）

①王舎城・耆闍崛山

②「時有長老婆竭陀。爲佛給使。在異處磐石上坐」

『五分律』「皮革法」（大正 22 p.145 上）

①王舎城・耆闍崛山

②「時長老婆竭陀・於山中盤石上經行……佛語婆竭陀。汝起扇佛。受教起扇。」

ここでは何れの資料にも阿難は登場しない。場所はすべて一致して王舎城・耆闍崛山である。

- (1) 『十誦律』「皮革法」（大正 23 p.183 上）は阿難が侍者を務めており、サーガタは登場しない。

[4-3] この比丘の事績には火と関連するものが多い。AN.001-014 (vol. I p.025) において「火界三昧に巧みな者の第一」 (*tejodhātukusalānaṃ yadidaṃ sāgato*) とされ、同様に『増一阿含』004-008 (大正 02 p.558 中) は「入火三昧普照十方。所謂善來比丘是」、『阿羅漢具徳経』 (大正 02 p.831 中) は「復有聲聞能具火界神通、修伽陀苾芻是」とする。また『十誦律』「波羅夷 004」 (大正 23 p.013 中) には、釈尊の所在は不明であるが、長老サーガタ（莎伽陀）が「私が入定すれば阿鼻地獄から上は阿迦膩吒天まで火で一杯にすることができる」と諸比丘に語り、それを聞いた諸比丘がサーガタに大妄語の犯戒の疑いをかけ、釈尊が嫌疑をはらすという話も伝わる。サーガタを火と関連付けるこれらの記事は恐らく上に見た飲酒戒の制戒因縁譚でサーガタが火を用いて龍を退治することを反映するものであろう。

出自に関しては、アッタカターでは舎衛城のバラモンの家系に生まれたとあるのみで詳しいことはわからないが⁽¹⁾、北伝では『根本有部律』「波逸底迦 079」 (大正 23 p.857 上) に幾分詳細に記されている。

シュシュマーラギリ (*Śūśumāragiri* : 失収摩羅山)⁽²⁾ のふもとの聚落に住むボーダ (*Bodha* : 浮囚) という長者に、後に給孤独長者の息子の嫁になった娘 (名前は不明) と善来が生まれたとする。しかし善来の薄福力のために家財、両親が失われ、善来は人々から 'Durāgata' (悪来) と呼ばれるようになった。悪来は姉を訪ねて舎衛城に赴き、そこで

出家するというものである。これによればサーガタの生まれ故郷はシュシュマーラギリということになる。

- (1) AN.-A. (vol. I p.325) sāvattthiyaṃ brāhmaṇakule nibbatti. sāgatamaṇavo ti 'ssa nāmaṃ akamsu. so aparabhāge satthu dhammadesanaṃ sutvā paṭiladdhasaddho pabbajitvā aṭṭha samāpattiyo nibbattetvā tattha vasibhāvaṃ pāpuṇi.
- (2) 『根本有部律』は「橋閃毘失収摩羅山」とするのでシュシュマーラギリ（失収摩羅山）をコーサンビー（橋閃毘）内の地とみなすようであるが、シュシュマーラギリ（パーリでは *Suṃsumāragira*) はバグガ (Bhagga, Bharga) 国にあるとされるのが一般的であり、これは誤りであろう。 *Divyāvādāna* も p.181 で Bharga 国としている。なお *Divyāvādāna*, 'Svāgatāvādāna' の記述はこの『根本有部律』の記事に比べてより詳細になっているが、粗筋はほぼ同様である。

[4-4] 先に見たようにサーガタがアンバティッタの龍を退治する記事では、侍者と明記される場合と明記されていない場合とがあり、また阿難の登場も無視されるべきではないが、*Vinaya*、『四分律』ではサーガタの移動に伴い釈尊の所在がチェーティ国からコーサンビーに移動している。バツダヴァティ（跋陀越邑）がチェーティ国内とすれば、『五分律』もコーサンビーからチェーティに移動したことになる。『十誦律』はチェーティ国内ですべての事件が起きている。『僧祇律』も釈尊の所在をコーサンビーとしており、『根本有部律』と『鼻奈耶』を除く伝承が、チェーティとコーサンビーに関連付けることで一致する。

一方の雨安居地伝承であるが、アッタカターと『僧伽羅刹所集経』は第9年をコーサンビーとするから、サーガタの事績と関連があることになる。さらにこれに続く第10年をアッタカターはパーリレツヤカとするけれども、『僧伽羅刹所集経』は「枝提山」とする。この「枝提山」がチェーティの音写である「支提」と関連していると見れば、この『僧伽羅刹所集経』の伝承の背景にこのサーガタの事績があるとも考えられる⁽¹⁾。しかし *Vinaya* や『四分律』においては釈尊はチェーティからコーサンビーへと移動されたとするのであるから、雨安居地伝承の年次とは逆になる。

またソーナ・コーリヴィサの記事ではサーガタが王舎城の耆闍崛山において侍者として登場するが、『僧伽羅刹所集経』の第2年から第4年が「靈鷲頂山」を雨安居地として挙げており、これと一致している。

また『根本有部律』では、サーガタを釈尊の侍者とはしないが、シュシュマーラギリとの関連を記しており、アッタカターの雨安居地伝承の第8年のバグガ国・スンスマーラギラ・ベーサカラ林と関連を有する可能性も否定できない⁽²⁾。この場面においてサーガタを侍者と記していないとしても、彼を侍者とする伝承を持っていなかったとは断定できないからである。なお原始仏教聖典にスンスマーラギラで釈尊が雨安居を過ごされたとする記事があるけれども、そこにはサーガタは登場しない⁽³⁾。

- (1) 本「モノグラフ」第6号【論文5】pp.109～113において、パーリレツヤカをチェーティ国内の地と見なすことでアッタカターと『僧伽羅刹所集経』の伝承の調和を試みたが、これは訂正されるべきであるかもしれない。アッタカターでは、コーサンビーの破僧をきっかけとしてひとりになることを望んだ釈尊がパーリレツヤカに赴いてそこで象による供養を受けたという伝承を受けて、第9年コーサンビー→第10年パーリレツヤカという伝承になったことは間違いないが、これでは『僧伽羅刹所集経』が枝提山とする理由が説明できなかった。ちなみに『八大靈塔名号経』とプトンの回数のみを伝える雨安居地伝承もチェーティに還元され得る

「宝塔山」 ‘mchod rten ri’ (=Caityagiri) に1回の雨安居を数えるが、パーリレツヤカに
対応する地を欠いている。アッタカターと北伝の雨安居地伝承が細部に関しては互いに異なる
根拠にもとづいて形成されていることを示していると思われる。

- (2) スンスマーラギラと『僧伽羅利所集経』の雨安居地伝承に挙がる「鬼神界」および回数のみを
伝える雨安居地伝承の「尸輸那」 ‘byis pa gsod’、 「毘沙林」 ‘sman gyi nags’ との一致
の可能性については本「モノグラフ」第6号【論文5】 pp.063~068 参照。
- (3) 本「モノグラフ」第6号【論文5】 p.076 参照。

[5] ラーダ (Rādha)

[5-0] アッタカター資料のなかで、この比丘を阿難以前の侍者とするのは AN.-A. (ビル
マ版) だけであるが、漢訳では『大智度論』が「羅陀」を侍者の一人として数えている。

[5-1] このラーダは、漢訳『雑阿含』111 (大正02 p.037下) ~129 (大正02 p.041
上) に、「時侍者比丘。名曰羅陀」として登場する羅陀に相当すると考えられる。これら
の経の舞台はすべて「摩拘羅山」である。これらの経の中で、ラーダは釈尊に魔とは何か、
衆生とは何かと数々の質問をするのであるが、これと一致するパーリの対応経ではラーダが
一度も侍者として示されない。AN.-A. (ビルマ版) にラーダが侍者として挙げられるにも
かかわらず、聖典では侍者とされていないということになる。伝承の過程で AN.-A. (ビル
マ版) に混入したものと考えられるが、どうやって紛れ込んだのかその過程が説明できな
いため、無視すべきではない。

これに対応するラーダが登場するパーリ聖典資料は以下のものである。

SN.022-071 (vol.III p.079)

SN.023-001 (vol.III p.188) ~023-046 (vol.III p.201) Rādhasaṃyutta 全体

SN.035-076 (vol.IV p.048) ~035-078 (vol.IV p.049)

釈尊の所在はこれらパーリ資料では、舎衛城とされるかまたは説処を欠く。

[5-2] この比丘は AN. で「弁才第一」 (paṭibhāneyyakānaṃ yadidaṃ rādho)、 『阿羅
漢具徳経』 (大正02 p.832上) で「復有聲聞有所言論具大辯才。囉陀苾芻是」とされるが、
経典での彼の役目はただ質問を釈尊に投げかけるだけであり、如何なる理由で「弁才第一」
とされるのか疑問が生じるが、これに対する回答は AN.-A. (vol. I p.327) に「弁才第一
とは、師の法の説示の弁才の縁になる、〔釈尊に〕弁才を生じさせる比丘の中でラーダが第
一であることを示している。なぜなら長老に見解を提供し、長老に信が定まることによって、
十力 (=仏) につぎつぎと新しい法の説示が現れる。それゆえ長老は弁才第一となった」と
説明される (1)。

出自については AN.-A. (vol. I p.328) と Theragāthā-A. (vol. II p.012) (2) は王舎
城のバラモンの出で、年老いて舍利弗によって出家したとする。ただし同じ南伝でも
Dhammapada-A. (vol. II p.104) は舎衛城の貧しいバラモンとする。しかしこの
Dhammapada-A. の記事も、舍利弗がかつて王舎城においてラーダに会ったことを伝えている
ので、生まれは王舎城であると解釈し得る。

- (1) AN.-A. (vol. I p.327) : paṭibhāneyyakānaṃ ti satthu dhammadesanāpaṭibhānassa
paccayabhūtānaṃ paṭibhājanakānaṃ bhikkhūnaṃ rādhatthero aggo ti dasseti. therassa hi
diṭṭhisamudācāraṃ ca okappaniyaṃ saddhaṃ ca āgamma dasabalassa navanavā

dhammadesanā paṭibhāti. tasmā thero paṭibhāneyyakānaṃ aggo nāma jāto.

(2) *Theragāthā* vs.133, 134 の註

[5-3] 雨安居地伝承との関連をいえば、アッタカターと『僧伽羅刹所集経』がともに釈尊の成道後第6年の雨安居地をマンクラ山とすることが注目される。またこのマンクラ山がナーガパーラとも関係のあることはすでに述べたとおりである。またそこですでに触れたことであるが、パーリのアッタカターが釈尊の雨安居地としてマンクラ山を挙げるにもかかわらず、パーリ聖典の中にはこの地名が見出せない。ここでも『雑阿含』がマンクラ山とするところを、対応する *SN.* がすべて舎衛城としていることに表れている。この問題は後に詳しく検討する。

[6] メーギヤ (Meghiya)

[6-0] この比丘の名前の梵語形は確認できない。漢訳はすべて音写であり、「彌醯」「彌企哥」「彌奚」「彌喜」「彌喜迦」「彌卑喩」「彌祇迦」「迷祇迦」がある。「彌企哥」「彌喜迦」「彌祇迦」「迷祇迦」からは 'Meghika' と還梵できよう。

[6-1] 原始仏教聖典にはこの比丘の事績は侍者として登場する一つのものしか知られていないため、侍者伝承に挙がるメーギヤは確実にこの人物である。パーリでは *AN.009-001-003* (vol.IV p.354) と *Udāna 004-001* (p.034) に、北伝では『中阿含』056「彌醯経」(大正01 p.491上)にほぼ同一の記事が伝わっている。そこでメーギヤは侍者でありながら、ナーガサマーラと同じく釈尊の命令に逆らう。

釈尊がメーギヤを侍者としてチャーリカーのチャーリカー山におられた時、メーギヤがジャントゥ (Jantu) 村での行乞を申し出て、許しを得て村に入る。メーギヤは食後にキミカーラー (Kimikālā) 河の岸を經行し、美しいアンバ林を見出す。メーギヤは釈尊のところに赴き、キミカーラー河のアンバ林で修行する許しを求める。釈尊は「われわれは2人しかいないので他の比丘が来るのを待て」と引き止めるが、3度の請いで許し、メーギヤはアンバ林に行つて禅定に入る。すると三悪尋(欲尋・恚尋・害尋)が起きたため、釈尊のもとに戻る。釈尊は教誡を与える⁽¹⁾。

以下に、①釈尊の所在と、②メーギヤがその時の侍者であることを示す文章を挙げる。

AN.009-001-003 (vol.IV p.354)

①チャーリカー (Cālikā) のチャーリカー山 (Cālikā-pabbata)

② *tena kho pana samayena āyasmā meghiyo bhagavato upaṭṭhāko hoti.*

Udāna 004-001 (p.34)

①チャーリカー (Cālikā) のチャーリカ山 (Cālika-pabbata)

② *tena kho pana samayena āyasmā meghiyo bhagavato upaṭṭhāko hoti.*

『中阿含』056「彌醯経」(大正01 p.491上)

①摩竭陀國。在闍闔村莽榛林窟

②「爾時尊者彌醯爲奉侍者」

『中阿含』にはチャーリカーにあたる地名が挙げられておらず、メーギヤが釈尊をひとり残して赴いた先のジャントゥ村のアンバ林(闍闔村莽榛林)が釈尊の所在になっている。

(1) 原始仏教聖典以外では *Dhammapada-A.* (vol. I p.287) に同様の記事がある。また『阿毘達

『磨大毘婆沙論』(大正27 p.090中)に「迷祇迦」が「一林中」で、『阿毘曇毘婆沙論』(大正28 p.074下)に「彌祇迦」が「菴羅林中」で三悪尋を起こした記事が見られる。

[6-2] この比丘の出自は *Theragāthā* (v. 66) の註によればカピラヴァットウの釈迦族の王家の生まれである⁽¹⁾。

この比丘の事績として『増一阿含』004-010(大正02 p.558下)は「修習日光三昧。所謂彌奚比丘是」と、『阿羅漢具徳経』(大正02 p.831下)は「復有聲聞而能止息未生煩惱。彌企哥苾芻是」とする。日光三昧を修習したことについては他に記述を見出すことができないが、「能く未生の煩惱を止息する」というのは三悪尋を起こしたメーギヤが、釈尊から教誡を受けてそれを鎮めたことと関係するのであろう。

(1) *Theragāthā-A.* (vol. I p.159) : imasmim buddhuppāde kapilavattthusmim sākiyarājakule nibbatti, tassa meghiyo ti nāmaṃ ahoṣi. so vayappatto satthu santike pabbajitvā bhagavantam upaṭṭhahanto

[6-3] 雨安居地伝承との関連は、チャーリカー山はアッタカターの雨安居地伝承の第13年と第18年の‘Cāliya-pabbata’、『僧伽羅刹所集経』の第19年と第21年の「柘梨山」に見出される。なお、この地における釈尊の事績はこのメーギヤとの一件しか伝えられておらず、雨安居地伝承がこの地を2回数える理由は不明とせざるを得ないし、いかなる理由で南伝・北伝二つの系統の雨安居伝承においてその年次が異なるのかも分からない。

[7] ナーギタ (Nāgita)

[7-0] アッタカターの侍者伝承のすべてが挙げる人名であるが、漢訳では『善見律毘婆沙』にのみ挙がる。北伝では侍者として数えられなかったことを意味している。

[7-1] ナーギタが釈尊の侍者として登場する原始仏教聖典資料を挙げる。

DN.006 Mahāli-s. (vol. I p.150) に次の記事があるが、これに対応する漢訳はない。釈尊がヴェーサーリー・大林重閣講堂におられ、その時ナーギタ長老が世尊の侍者であった (tena kho pana samayena āyasmā nāgito bhagavato upaṭṭhāko hoti)。リッチャヴィのオッタッタ (Oṭṭhaddha) = マハーリ (Mahāli) が釈尊のところに至り、「リッチャヴィ人のスナッカッタが数日前に自分のところに来て、『私は世尊のもとに住してからもうすぐ3年である。天の色 (dibba-rūpa) を見るようになるようになったが、未だ天の音声 (dibba-sadda) を聞くことができない』と語った」と釈尊に語る。

[7-2] 以下の記事においてもナーギタが侍者として登場する。しかし「侍者」として明記するのはパーリのみであり、2つの漢訳の対応経は同様の記事であるにもかかわらず、彼を侍者とは明記しない。

釈尊が大比丘衆とともにコーサラを遊行し、イッチャーナンガラ (Icchānaṅgala) というバラモン村に至り、イッチャーナンガラ林に住した時に、住民たちが我先に釈尊に供養しようと思ったので、ナーギタがそれを受けられるように勧める。釈尊は彼に欲を離れるべきことを説くというものである。

これを伝える *AN.005-003-030* (vol. III p.030)、*AN.006-004-042* (vol. III p.341)、*AN.008-009-086* (vol. IV p.340) の3経は、場面設定に違いはなく、ナーギタに対して説かれる説法の内容にのみ違いがある。この時ナーギタが侍者であったことは「その時、ナー

ギタ長老が世尊の侍者であった」 (*tena kho pana samayena āyasmā nāgito bhagavato upaṭṭhāko hoti*) と明記されている。

漢訳の対応経である『雑阿含』1250 (大正02 p.343中) は場所をコーサラ (拘薩羅) のイッチャーナンガラ村 (一奢能伽羅聚落) のイッチャーナンガラ林 (一奢能伽羅林) とし、もうひとつの対応経の『雑阿含』1251 (大正02 p.344上) は「拘薩羅・那楞伽羅聚落」として少し異なっている。ナーギタ (那提迦) ⁽¹⁾ は侍者として示されていない。

(1) 「那提迦」から推定される梵語原語はナーディカ (Nādika) である。

[7-3] 原始仏教聖典からこの比丘について知られることは少ない。「カッサバ」を姓とすることが知られるのみである ⁽¹⁾。

Theragāthā (p.013) の v.86 がこの比丘の詩として伝えられるが、その註 *Theragāthā-A* (vol. I p.193) によれば、カピラヴァットウにおいて釈迦族の王家に生まれたとされている ⁽²⁾。

(1) *DN.006 Mahāli-s.* (vol. I p.150) で彼は ‘Kassapa’ と呼びかけられている。

(2) *Theragāthā-A.* (vol. I p.193) : *imasmim buddhuppāde kapilavatthunagare sakyarājakule nibbatti, nāgito ti ’ssa nāmaṃ ahoṣi. so bhagavati kapilavattusmim viharante madhupiṇḍikasuttaṃ sutvā paṭiladdhapasādo pabbajitvā, vipassanaṃ vaḍḍhetvā arahattaṃ pāpuṇi.*

[7-4] 雨安居地伝承との関連は、ナーギタがヴェーサーリーにおいて釈尊の侍者を務めていたとする [7-1] の資料は、南・北の雨安居地伝承が第5年にヴェーサーリーを置くことと対応させることができる。しかし [7-2] のイッチャーナンガラは、侍者伝承と雨安居地伝承を関連づけるわれわれの仮説からすれば、なぜ雨安居地伝承にこの地が挙げられていないのかという疑問を惹起する。あるいはこれは漢訳文献がナーギタを侍者としなかったことが関係しているのかもしれない。

[8] ウパヴァーナ (Upavāna)

[8-0] 梵文資料から確認できる梵語表記は ‘Upamāna’ であり、漢音写では「優波摩那」、「鄔波摩那」、「優波摩」、「優婆摩」などがこれに対応する。「優和洹」は *Upavāna* に対応するであろう。「優頭槃」、「梵摩那」、また漢訳「白淨」の原語は特定できない。

[8-1] ウパヴァーナが侍者とされる資料の中には、阿難とともに登場するケースが多い。

DN.016 Mahāparinibbāna-s. (vol. II p.137) に、釈尊がクシナーラーの娑羅双樹の下で横になった後に、前で扇いでいたウパヴァーナを釈尊が退け、「長時に世尊の侍者、側近者、近従者であった」 (*digharattaṃ bhagavato upaṭṭhāko santikāvacarō samīpacārī*) ウパヴァーナをなぜ、今際の時に (*pacchime kāle*) 退けられるのかと尋ねる阿難に対して、神々が集まってきて釈尊を見ようとしているが、大威力あるウパヴァーナが邪魔になって見えないからであると答える記事がある。これと対応する記事は他の涅槃経では以下のようなものである ⁽¹⁾。

『長阿含』002「遊行経」(大正01 p.021上) : 爾時梵摩那在於佛前執扇扇佛。佛言。汝却。勿在吾前。時阿難默自思念。此梵摩那常在佛左右供給所須。當尊敬如來視無厭足。今者末後須其瞻視。乃命使却。意將何因。

白法祖訳『仏般泥洹経』(大正01 p.169上) : 佛起至鹽呵沙。得牀猗右脇臥。有一比丘。

名優和洹。當佛前立。佛言、無當吾前。阿難白言。自吾親侍二十五年。未曾見比丘直自

來進不問阿難。佛言是比丘。於彼諸天。最有威神。聞佛滅度故。直自前貪欲見佛。
 法顯訳『大般涅槃經』(大正 01 p.199 上)：爾時有一比丘。名優波摩那。如來昔日未取
 阿難爲侍者時、其恒執事看視如來。時優波摩那。既見如來臥雙樹下。心大苦惱。在佛前
 立。爾時世尊而告之言。汝今不須當我前倚。優波摩那即却一面。爾時阿難心生疑念。我
 侍佛來。經歷年載。未曾見佛作如此語。今日何故。不聽前立。

『根本有部律雜事』(大正 24 p.394 中)：爾時具壽鄔波摩那在佛前立。佛告鄔波摩那。
 汝今不應對我前往。時此苾芻即離佛前。時阿難陀白佛言。我侍世尊二十餘年。未曾聞作
 麁訶責言如鄔波摩那苾芻。

Mahāparinirvāṇasūtra (Teil III p.356) : tena khalu sama(y)e(nā)yuṣmān upamāno
 bhaga(vataḥ purastāt sthito 'bhūd bhagavantam vijayan) (atha bhagavān
 āyuṣmantam upamānam āmantrayate. bhik(ṣ)o mā m(e) purastāt tiṣṭha.
 athāyuṣmān (ānando bhaga)vantam idam avocat. (viṃśatiṃ varṣāṇi samadhikāni
 bhadanta mayā bhagavān upasthitaḥ. nāśrauṣaṃ pūrve evaṃvidhāṃ paruṣāṃ vācaṃ
 yathāyuṣmata upamānasyāvasāde.

その時、ウパマーナ長老が世尊の前に立って、世尊を扇いでいた。その時、世尊はウパ
 ママーナ長老に呼びかけた。「比丘よ、私の前に立ってはならない」。それから阿難長老
 は世尊にこのように言った。「尊師よ、20余年間わたしは世尊に仕えてきましたが、世
 尊がウパマーナを叱責されたこのようにきつい言葉を今まで聞いたことがありませんで
 した。」

ただし、*DN.016*、『長阿含』002、『根本有部律雜事』と *Mahāparinirvāṇasūtra* の記述
 は、阿難とウパヴァーナの両者が同時に釈尊の侍者として登場しているのに、他の資料はそ
 の矛盾を回避しようとしたものか、侍者は阿難のみになっている。

白法祖訳ではウパヴァーナを神々の中でもっとも威力のある者が姿を変えたものとして、
 阿難の訝りは自身に仲介を頼まずに直接釈尊の前に立つ者を見るのははじめてであるという
 ものである。法顯訳はあえて「昔日」と限定し、ウパヴァーナが阿難以前の侍者であったこ
 とを強調する。

阿難以外の侍者について、それを阿難以前と見る見解と、かならずしも阿難以前とは見ず
 に2人の侍者が同時に登場することに異をはさまない見解があったことが伺える。

(1) 他に『婆沙論』(大正 27 p.078 上)：遠去苾芻勿我前往。世尊臨欲般涅槃時。尊者白淨在
 佛前住以扇扇佛。

[8-2] 次の記事も阿難とともにウパヴァーナが侍者として登場するケースである。*DN.029 Pāsādika-s.* (vol.III p.117) に、釈尊が釈迦族のヴェーダンニャという家族が所有す
 るアンバ林中の高殿に (*vedhaññā nāma sakyā, tesam ambavane pāsāde*) おられた時、パー
 ヴァーで雨安居を過ごし終えたチュンダ沙彌が、ニガンタ・ナータプッタの死をまずサーマ
 村 (*Sāmagāma*) にいた阿難に伝え、それから2人で釈尊に報告する。それに因んで法が説
 かれ、説法の最後にその時釈尊の背を扇いでいたウパヴァーナが (*tena kho pana
 samayena āyasmā upavāno bhagavato piṭṭhito ṭhito hoti bhagavantam vijayamāno*) こ
 の教説を何と名づけるかと釈尊に問う (p.141) (1)。

しかし対応経の『長阿含』017「清浄経」(大正 01 p.072 下)においては、この役目を

阿難が担っておりウパヴァーナは登場しない⁽²⁾。

ここに登場する阿難は、釈尊と別の場所に滞在しているように解釈できるため疑問が生じるが、取次ぎをしていることから侍者として振舞っているとも考えられる。なおウパヴァーナは登場しないが、同様の記述が *MN.104 Sāmagāma-s.* (vol. II p.243)、『中阿含』196「周那経」(大正01 p.752下)、『息諍因縁経』(大正01 p.904中)にあり、そこでは釈尊と阿難は両者ともサーマ村にいる。

(1) 本「モノグラフ」第10号【資料集5】pp.123,124参照。

(2) 『長阿含』017「清浄経」(大正01 p.076中)：爾時阿難在世尊後執扇扇佛。即偏露右肩右膝著地。叉手白佛言。甚奇世尊。此法清浄微妙第一當云何名。云何奉持。

[8-3] 次の記事は、侍者の阿難が侍者の役目をウパヴァーナに一時的に託すように解されるケースである。*AN.005-017-166* (vol. III p.192)に釈尊の所在は不明であるが、舍利弗の説にウダーイが反論し、それを伝え聞いた釈尊がウダーイやその場に居合わせた諸比丘を叱る。阿難も居合わせたために釈尊に叱られる。阿難は「釈尊が独坐から起って比丘衆の前に到来されたら、釈尊の質問に答えてほしい」とウパヴァーナに依頼するという記事がある。

漢訳対応経の『中阿含』022「成就戒経」(大正01 p.449下)は釈尊の所在を舍衛国・勝林給孤独園とし、阿難の振る舞いを以下のように記す。「(p.450上)爾時尊者白淨比丘在於衆中。尊者阿難白尊者白淨。是他所作。而我得責。尊者白淨。世尊晡時必從禪室出。至比丘衆前。敷座而坐。共論此義。尊者白淨應答此事。我極慚愧於世尊所及諸梵行。」

[8-4] 次の記事ではウパヴァーナが阿難とともにではなく、単独で釈尊の侍者として登場する。釈尊が体調をくずされ、侍者ウパヴァーナ長老がバラモンのデーヴァヒタ (*Devahita* 天作婆羅門)のもとへお湯をもらいに行くというものである。これを伝える経は以下のものである。冒頭を示す。

SN.007-002-003 (vol. I p.174)：舍衛城因縁。その時世尊は風病になやまされておられた。そして長老ウパヴァーナが世尊の侍者であった (*sāvattthinidānaṃ. tena kho pana samayena bhagavā vātehi ābādhiko hoti. āyasmā ca upavāno bhagavato upaṭṭhāko hoti*)⁽¹⁾。

『雑阿含』1181(大正02 p.319中)：一時佛在拘薩羅人間遊行、至浮梨聚落、住天作婆羅門菴羅園中。尊者優波摩爲侍者。爾時世尊患背痛。

『別訳雑阿含』095(大正02 p.407中)：一時佛遊拘薩羅。爾時彼國有婆羅門、名曰天敬、其聚落中、有止客舍。爾時尊者優波摩那、爲佛侍者、止客舍中。如來于時、微患風動苦於背痛。

『増一阿含』035-007(大正02 p.699下)：一時佛在羅闍城迦蘭陀竹園所、與大比丘衆五百人俱。爾時世尊告優頭槃。汝今入羅闍城求少温湯。所以然者。如我今日脊患風痛⁽²⁾。(侍者とは明記されない。)

Theragāthā (vs. 185,186)：「この世の応供、善逝、牟尼が風病に悩まされておられます。もしも、温水があれば聖者に差し上げてください。バラモンよ。」(*arahaṃ sugato loke vāteḥ' ābādhito muni; sace uṇhodakaṃ atthi munino dehi brāhmaṇa.*)

「供養されるべき者らに供養される方、尊敬されるべき者らに尊敬される方、敬意を払

われるべき者らに敬意を払われる方、その方のもとにわたしは温水を運びたいのです」
(pūito pūjaneyyānaṃ sakkareyyāna sakkato; apacito apacineyyānaṃ tassa icchāmi hātave)

(1) *Dhammapada-A.* (vol.IV p.232) にも同様の記事があるが、侍者とは明記されない。

(2) 『増一阿含』ではデーヴァヒタ・バラモンの役目を担う人物が「毘舍羅長者」である。

[8-5] ウパヴァーナが侍者として登場しない資料には以下のものがある。釈尊の所在と簡単なコメントを付して紹介する。

SN.012-026 (vol.II p.041) : 舍衛城。ウパヴァーナが釈尊に苦の生起について問う。
漢訳対応経なし。

SN.035-070 (vol.IV p.041) : 処成就なし。ウパヴァーナが釈尊に「現見法」
(sanditṭhika-dhamma) について問う。漢訳対応経なし。

SN.046-008 (vol.V p.076) : 釈尊登場せず。コーサンビー、ゴーシタ園において舍利弗
(漢訳では阿提目多) がウパヴァーナのところへ行き、七覚支に関して質問する。
(対応経) 『雑阿含』 719 (大正 02 p.193 中) : 釈尊登場せず。巴連弗邑・鷄林精舎
とする。「優波摩」。

AN.004-018-175 (vol.II p.163) : 処成就なし。釈尊登場せず。ウパヴァーナが舍利弗
に知や行による滅 (vijjāyantakara) があるか否かを質問する。漢訳対応経なし。

[8-5] 出自については *Theragāthā* (p.024) の vs.185,186 がこの比丘の詩であり、その
註によれば、舍衛城においてバラモンの家系に生まれ、祇園精舎の受領の際に
(jetavanapaṭiggahaṇe) ブッダの威神力を見て信を得て出家したという⁽¹⁾。

また『増一阿含』 004-006 (大正 02 p.558 上) に「計我無常。心無有想。所謂優頭槃比
丘是」とある。これについて『分別功德論』 (大正 25 p.050 上) は次のように説明する。

「前生に長老師父を見ればこれにつかえ、中年を見れば兄のようにこれを敬い、自身より小
さい者を見れば弟のようにいとおしんで、たいへん謙虚でつつしみぶかったので、その大
きな果報を得て比丘となり侍者になることができた。身体は高大であったけれどもそれを恃
むことなく、非我にして身に常主なしとつねにおもい、明らかな智慧をそなえて心に是非が
なかった」⁽²⁾。またこれにつづいて、ウパヴァーナの身体が高大であったことに関して、
釈尊が帰郷する際に、自身より身体の大きいウパヴァーナと密迹力士を左右に置いたことな
どが記されている。またウパヴァーナを「マガダ国人」(摩竭國人) と明記している点で、
彼を舍衛城のバラモンとする南伝と異なっている。

(1) *Theragāthā-A.* (vol.II p.056) : imasmiṃ buddhuppāde sāvattiyaṃ brāhmaṇakule
nibbattitvā upavāno laddhanāmo. so vayapatto jetavanapaṭiggahaṇe buddhānubhāvaṃ
disvā, paṭiladdhasaddho pabbajitvā

(2) 『分別功德論』 (大正 25 p.050 上) 所以稱優頭槃比丘計我無常爲第一者。此比丘宿行恭恪。
若見長老師父事之。若見中年敬之如兄。於己小者愛之如弟。謙恪之至故受殊大之報。得爲比丘
侍佛左右。雖有高大之形。常不自恃。恒計非我身無常主。解達明慧。心亡是非。故能遺形。喪
僑謙遜爲首。

[8-6] 上記のように侍者としてのウパヴァーナは阿難とともに登場することが多く、そ
の際の釈尊の所在は確認できるものとしては、クシナーラー、釈迦国のヴェーダンニヤ、舍
衛国の祇園であり、ウパヴァーナが侍者としてではなく登場する際の釈尊の所在としては舍

衛城とするものが一件ある。また釈尊が登場しない経においてウパヴァーナが単独でコーサンビーとパータリプッタに見出される。

唯一阿難をとまなわずにウパナンダが侍者として登場する [8-4] の諸文献における釈尊の所在は、舎衛城、コーサラ国の浮梨聚落の天作婆羅門菴羅園、コーサラ国の天敬婆羅門の聚落など、雨安居地伝承の成道後初期に挙がらない地であり、また王舎城の迦蘭陀竹園とする『増一阿含』はウパヴァーナを侍者とししない。

ウパヴァーナと雨安居地伝承との関連を見出すことは困難である。

[9] SN.-A. (vol. I p.258) の挙げる 'Bodhi'

[9-0] この人物については全く不明である。ただ『阿羅漢具徳経』(大正02 p.832中)に「復有聲聞常具多喜。正覺苾芻是」とあるこの「正覺苾芻」が、あるいはそうであるかもしれないと言えるのみである。

[10] 『毘尼母経』の挙げる「迦葉」

[10-1] この迦葉はウルヴェーラ・カッサパのことであると考えられる。なぜならばこれを侍者として挙げる『毘尼母経』(大正24 p.827中)自身にビンビスーラ王が成道後の釈尊にはじめて会う場面で、釈尊と迦葉のどちらが師でどちらが弟子であるのか疑い、それを知った釈尊が迦葉に対して自身を扇ぐように命じる記述があるからである⁽¹⁾。

『四分律』「受戒捷度」(大正22 p.797下)⁽²⁾、『五分律』「受戒法」(大正22 p.110上)⁽³⁾にも同様に、迦葉に扇がせる記事がある。

釈尊の所在は以下のとおりである。

『毘尼母経』：摩竭提国

『四分律』：摩竭国界・杖林(Laṭṭhivana)中・善住尼拘律樹王(Suppatitṭha Cetiya)
下

『五分律』：王舎城

(1) 『毘尼母経』(大正24 p.827中)：爾時摩竭提国瓶沙王諸從來者。疑猶未解。佛與迦葉各説二偈。爲是誰勝。佛知此念。即告迦葉。汝持扇扇吾。迦葉即起捉扇扇佛。

(2) 『四分律』「受戒捷度」(大正22 p.797下)：時世尊、知摩竭国人心中所念已、告迦葉言。汝起爲吾扇背。答言爾。時迦葉受佛教已、即從坐起上昇虚空、還下禮世尊足、以手摩捫如來足、以口鳴之自稱姓字。世尊是我師。我是弟子。即持扇在如來後而扇。

(3) 『五分律』「受戒法」(大正22 p.110上)「佛知其心便告迦葉。汝起扇佛。即受教起扇」これ以外の対応する記述を持つ資料については本「モノグラフ」第3号 pp.148~150参照。

[10-2] 雨安居地伝承とこの侍者とされるウルヴェーラ・カッサパとの間に関連があるとすれば、関わりを有するのは第2年から第4年に挙がる王舎城の竹林園あるいは靈鷲頂山であろう。『四分律』や『五分律』などの「受戒捷度」の物語る伝では、釈尊はパーラーナシーのイシパタナからウルヴェーラーに移り、そこで三迦葉を教化した後、彼らを連れて王舎城に遊行して、そこで竹林園を受けるからである。しかし3年間連続の王舎城における雨安居の根拠にはならない。

[11] 『毘尼母経』の挙げる「優陀夷」

[11-1] ウダーイは同名の者が複数いるが、『長阿含』018「自歎喜経」（大正01 p.076中）の（p.079上）に登場する釈尊を扇ぐウダーイ（鬱陀夷）がこれに相当すると思われる。釈尊が那難陀城の波波利菴婆林におられた時のこと、舍利弗が釈尊に対して「過去、現在、未来の沙門・婆羅門の中で、智慧と神足と功德力が釈尊を超える者はいない」と獅子吼し、その時ウダーイが釈尊の背後で扇いでいた（爾時尊者鬱陀夷、在世尊後執扇扇佛）という記事である⁽¹⁾。しかしこれに対応するパーリの *DN.028 Sampasādanīya-s.* (vol. III p.099) では、ウダーイが登場するものの侍者のような役割を与えられていない。この経の仏在処はナーランダールのパーヴァーリカ・アンバ林である。

- (1) ここにおいても『毘尼母経』と『長阿含』の関連が注目される。先の「均陀」が『長阿含』002「遊行経」の「周那」[3-1]と、「迦葉」が『四分律』「受戒毘度」のそれ[10-1]と、そしてこの「優陀夷」が『長阿含』018「自歎喜経」の「鬱陀夷」と調和を見せており、ここから『毘尼母経』の帰属部派を考えるなら法蔵部ということになる。

[11-2] ナーランダールはいずれの雨安居地伝承にも挙げられないため、このウダーイを雨安居地伝承と関連づける要素はない。

[12] 『大智度論』の挙げる「密跡力士」

[12-1] 『大智度論』の侍者伝承は2つあり、ひとつは「常侍從世尊執持應器」する者たちのリストであり、もうひとつは「内眷屬」とされる者たちのリストである。後者のリストにおいて阿難につづいて「密跡力士」（*Vajrapāṇi*）が挙がる。

「内眷屬」はかならずしも侍者のことではないかもしれないが、ヴァジュラパーニが釈尊の侍者を務めたと解釈できる記事が『根本有部律業事』（大正24 p.039下）に存する⁽¹⁾。伝説的な記述であり、釈尊がローヒタカ（*Rohitaka*）城から、阿難を連れて行くことができなかったのでかわりにヴァジュラパーニ（金剛手業叉）を連れて北天竺に赴き、アパララ（*Apalāla*）龍王をはじめとする七万七千の諸有情を調伏して再びローヒタカ城に戻るというものである。阿難のかわりに選ばれたとする文脈からすれば、釈尊の侍者を務めたことが意図されていると考えられる。

なおこの記事は阿難のかわりとされることから阿難がすでに侍者であった時のことと解釈され、さらにこれは釈尊の涅槃が近い時のこととされることから、ここには雨安居地伝承の成道後初期との関連はない。

- (1) Étienne Lamotte, *Le Traité de la Grande Vertu de Sagesse de Nāgārjuna (Mahāprajñāpāramitāsāstra)*, Tome V, Louvain-la-Neuve, 1980, p.2236 の注4参照。